

東郷町立小中学校英語活動事業派遣業務仕様書

1 業務名

東郷町立小中学校英語活動事業派遣業務

2 目的

本事業は、小中学校に英語を公用語とする外国人講師を配置し、学習指導要領に定める外国語等の授業において生きた英語を親しみやすく児童生徒に伝えることで、英語によるコミュニケーションの楽しさを経験し、外国の文化や生活習慣を体験的に学びながら人と関わる力を養うことを目的とする。

3 概要

(1) 活動内容

- ア 外国語授業・各教科・総合的な学習の時間・特別活動等における英語の学習指導並びに自国及び世界の文化・歴史・生活等についての紹介
- イ 学校行事、課外活動、学校における諸活動への参加
- ウ 英語教材等の作成支援
- エ その他派遣先と派遣元が合意した活動

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 活動場所 東郷町立小中学校施設（9校）

- ア 東郷小学校 愛知郡東郷町大字諸輪字北山112番地
- イ 春木台小学校 愛知郡東郷町春木台四丁目5番地1
- ウ 諸輪小学校 愛知郡東郷町大字諸輪字大坊池29番地110
- エ 音貝小学校 愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地100
- オ 高嶺小学校 愛知郡東郷町白鳥二丁目5番地
- カ 兵庫小学校 愛知郡東郷町兵庫三丁目1番地
- キ 東郷中学校 愛知郡東郷町大字諸輪字北山126番地
- ク 春木中学校 愛知郡東郷町大字春木字新池1番地
- ケ 諸輪中学校 愛知郡東郷町大字諸輪字後山60番地65

(4) 対象児童生徒

小学校3年生から6年生までの児童及び中学校1年生から3年生までの生徒
ただし、配属先小学校から求めがあった場合などに、業務の遂行に支障がない範囲で、
小学校1年生から2年生までの児童を対象とすることも可とする。

(5) 活動日、活動時間等

- ア 活動日 原則毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、学校休業日及び町が指定する日を除く。
- イ 活動日数 1校当たり1年度200日以上の活動日を確保すること。ただし、派遣先が

活動を要しないと指示した場合は、活動日数を減ずることができる。

ウ 活動時間等 午前8時30分から午後4時30分までとし、1日の授業時間の上限は、6授業時間とする。ただし、派遣元と派遣先が協議により、活動時間を変更することができる。

エ その他 給食時に児童生徒と食事をするときは、別に休憩時間を与える。

(6) 講師の人数

1校1人の配置を原則とするが、派遣元が業務の遂行を可能と判断すれば、2校を兼務する講師を1名程度配置することも可とする。

4 活動カリキュラム及び教材の提供

(1) 小学校3・4年生の外国語活動の授業支援

1学級当たり年間35授業時間の外国語活動の授業時間を学校で作成する指導計画に沿って授業を補助する。学校から協議があったときは、指導計画の作成支援を行う。

(2) 小学校5・6年生の外国語の授業支援

1学級当たり年間70授業時間の外国語の授業時間を学校で作成する指導計画に沿って授業を補助する。学校から協議があったときは、指導計画の作成支援を行う。

(3) 中学校の外国語の授業支援

1学級当たり年間140授業時間の外国語の授業時間を学校で作成する指導計画に沿って授業を補助する。学校から協議があったときは、指導計画の作成支援を行う。

(参考) 令和7年度学級数（「特支」は、特別支援学級を示す。）

学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
東郷小学校	4	2	3	3	3	3	4	22
春木台小学校	2	2	2	2	3	2	4	17
諸輪小学校	2	2	3	2	2	2	6	19
音貝小学校	3	2	3	2	2	2	5	19
高嶺小学校	3	3	3	3	3	3	6	24
兵庫小学校	3	3	3	3	3	3	4	22
東郷中学校	5	4	4				5	18
春木中学校	7	6	7				3	23
諸輪中学校	3	2	2				2	9

5 講師の要件

派遣元は、活動の実施に伴い次に掲げる要件を全て満たす講師を配置すること。

- (1) 英語を公用語とし、現地大学（2年制を含む。）以上の教育機関を卒業した者
- (2) 本事業と類似業務の指導経験が十分である又は派遣元が実施する研修等を十分な期間受講し、本事業が実施可能な水準となる指導技術を持つこと。
- (3) 心身ともに健康であり、簡単な日本語が理解できること。
- (4) 勤務に適したビザを取得していること。

- (5) 日本や日本文化に興味関心を持ち、学齢期の児童生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができること。
- (6) 教育に関する資質、人格を持ち、熱意をもって事業に取り組むことができること。
- (7) 児童生徒の人権を尊重し、性差、個人差等について配慮できること。
- (8) 児童生徒に身体的、精神的苦痛を与える行為をしないなど、基本的倫理観を持ち合わせていること。
- (9) 法令を遵守し、日本の習慣を理解し、良識を持った行動、服装など教育を行う者としてふさわしい資質を有すること。
- (10) 勤務地まで自力で通勤することができること。
- (11) その他派遣先と派遣元が協議した事項

6 事業における管理運営

派遣元は、事業を円滑に行うため、次に掲げる管理運営を行うこと。

(1) 総括責任者の選任

派遣元は、配置する講師を総括する担当者を選任し、東郷町教育委員会、配属先小中学校及び講師との連絡調整などを円滑に行うこと。担当者は派遣先勤務校において講師の業務状況の把握のため、年2回以上の直接訪問による状況把握及び必要な指導研修を実施する。

(2) 要望への対応

東郷町教育委員会及び配属先小中学校から事業に関わる要望があった場合は、派遣元は早急かつ柔軟に対応すること。また、その対応内容を東郷町教育委員会及び配属先小中学校へ報告すること。

(3) 講師の変更

派遣先は、配置された講師に問題が生じ、事業実施に支障を生じていると判断したときは、派遣元に講師の変更を求めることができる。

(4) 不測の事態への対応

ア 講師の病気等、派遣元の事由で事業実施に支障をきたす事態が発生した場合は、東郷町教育委員会及び配属先小学校へ報告すること。

イ アの場合、1年度につき1校当たり5日までは交代員は不要とするが、それを超えるときは代替講師を派遣する等本事業を継続するために必要な措置を講じること。

ウ 派遣先は、活動日又は活動時間以外に追加する場合は、派遣元はこれに派遣し、又は追加活動日若しくは追加活動時間の分を、派遣先と調整のうえ正規の活動日又は活動時間と相殺することができる。

(5) 報告書の作成

派遣元は、毎月1回、活動時間等についての報告書(様式任意)を提出すること。また、派遣先の求めに応じ、必要に応じて事業の遂行及び管理に関する書類を提出すること。

(6) 完了検査の実施

派遣元は、4半期ごと(6・9・12・3月末)に、東郷町教育委員会に完了届(指定様

式) を遅滞なく提出し、完了検査を受けること。

(7) 講師の労務管理

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）を含む労働関係法令を遵守した労務管理を徹底すること。また、労働者派遣法に基づく必要な書類手続（各種提出書類）について派遣先を適切に支援することとする。

(8) その他

ア 活動中は、児童生徒の安全管理を十分に考慮すること。派遣元が配置した講師に起因する原因により児童生徒若しくは教職員又は施設に損害を与えた場合は、その損害の責任を負うこと。また、必要に応じて講師への指揮、命令及び学校内での事業の調整を行い、活動が円滑に行われるよう十分配慮すること。

イ 配置講師の給食に係る給食費は、配置校の学校職員に直接支払うこと。

ウ 派遣元は、本派遣業務契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先に提出すること。

エ 派遣元は講師の資質向上を図るために、町内全講師に対する定期的な研修会（年間10回）を対面で実施すること。

7 派遣手数料の支払い

1年度中の派遣手数料の支払いは、次のとおりとし、契約期間（3年度）中の総支払回数は12回とする。

支払回数	対象期間	請求時期	支払額
1回目	4月から6月まで	完了検査後、7月以降	契約金額の1/12
2回目	7月から9月まで	完了検査後、10月以降	契約金額の1/12
3回目	10月から12月まで	完了検査後、1月以降	契約金額の1/12
4回目	1月から3月まで	完了検査後、4月以降	契約金額の1/12

8 事業の適正な実施に関する事項

(1) 守秘義務

派遣元は、事業遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己利益のために利用することはできない。特に、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「東郷町個人情報保護法施行条例（令和4年東郷町条例第20号）」の規定に従い、厳重に行うこと。

なお、契約期間終了後も同様とする。また、配置する講師に対しても指導を徹底すること。

(2) 法令遵守

派遣元は、本事業に関連する法令等について遵守すること。また、講師に対しても法令等遵守指導（各種ハラスメント、人権擁護、個人情報保護等の指導含む）を徹底すること。

9 その他

本町と派遣元との契約期間中において、派遣元による事業の継続が困難になった場合は、本町と協議の上、適切な措置を講ずること。派遣元は、本仕様書に明示した以外の事項について、事業目的及び事業方針に照らし合わせて必要とみられる場合は、本町と協議の上、誠実に履行すること。また、事業遂行上疑義が生じた場合は、本町と協議すること。